

マイナンバーについて

平成28年分以降の確定申告書等の提出の際には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

マイナンバーカードをお持ちの方

- ・マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ・ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

マイナンバーカードをお持ちでない方

ご本人のマイナンバーを確認できる番号確認書類と記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる身元確認書類が必要です。

〈番号確認書類の例〉

通知カード、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限る）などのうちいずれか1つ

〈身元確認書類の例〉

運転免許証、健康保険被保険者証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなどのうちいずれか1つ

四日市税務署からのお知らせ

確定申告書等作成コーナーで自宅で申告書が作成できます！
パソコン・タブレット・スマートフォンから「スマート！確定申告」

ご自宅で申告書作成が困難な方は

期間 2月16日(金)～3月15日(木) (土・日除く)
午前9時～午後5時 (午後4時受付終了)
会場 じばさん三重6階 (四日市市安島1-3-18)

ご注意ください

期間中は四日市税務署内に確定申告会場を設けません。また、駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

問い合わせ先 四日市税務署 TEL352・3141 (代表)

※電話は自動音声により案内していますので、ダイヤル後「2」を選択

障害者控除対象者認定書について

障害者手帳（身体・療育）を持っていない65歳以上の要介護・要支援認定者（申告対象年の12月31日現在）で、身体障害者または知的障害者に準ずる方について、介護保険の要介護認定の資料をもとに障害者控除の対象になるかどうかを判定し、対象と認められる場合には、認定書を交付します（認定書は、後日郵送します）。

①町県民税や所得税の課税対象者で、②障害者控除の申告をしていない方が所得税や町県民税の申告をする際に、この認定書を提示すると本人または扶養者が、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

※この認定書は町県民税・所得税の控除を受けるためのものであり、障害者手帳の代わりとなるものではありませんので、ご注意ください。

申請方法

本人または家族の方が申請してください。また、申請は**毎年必要**となります。

持ち物 介護保険被保険者証、印鑑

申し込み・問い合わせ先 町民保険課 TEL366・7115

町県民税・所得税及び復興特別所得税（確定申告） 申告会場を開設します

町では、町県民税申告と所得税及び復興特別所得税確定申告の申告会場を次のとおり開設します。

開設期間 2月1日(木)～3月15日(木) ※土・日、祝日は除く
受付時間 午前の部 8時40分～11時30分
午後の部 1時 ～ 4時30分
※正午～午後1時は閉場
申告会場 役場2階 203会議室

※還付申告の方のみ、2月1日(木)より受付します。

還付以外の申告の方は、2月16日(金)からの受付となります。

※資産や株式の譲渡所得がある場合や青色申告の場合は受付できません。

「じばさん三重6階（四日市市安島1-3-18）」所得税確定申告会場にてご相談ください。

※ご自宅等で作成した確定申告書等は印刷して税務署へ郵送等により提出してください。

（ただし、上記開設期間内であれば役場税務課窓口への提出可）

！ 添付書類等が必要な場合があります。申告する前に、ご確認ください。

○源泉徴収票などの収入の分かるもの。

給与や公的年金所得がある方は、源泉徴収票が必要です。

○各種所得控除（生命保険料、地震保険料、社会保険料、雑損、小規模掛金等の控除）を受け
る場合それぞれ平成29年中に支払った領収書や証明書等が必要です。

※医療費控除は、平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに医療費控除明細書（国税庁様式）の添付が必要です。

町県民税の申告について

町内に住所のある人は、原則として申告書を提出しなければなりません。

《町県民税の申告が不要の方》

・所得税及び復興特別所得税の確定申告をする人

・平成29年中の所得が給与または公的年金のみである人

（雑損控除、医療費控除等を受けようとする人や公的年金のみで配偶者特別控除を受けようとする人などは申告が必要です。）

・平成29年中の所得が川越町の条例で定める金額以下の人

この申告は、国民健康保険税や非課税判定等の資料にもなりますので、所得の無かった方でも必要に応じて申告してください。

※申告をしていただかないと公営住宅、老齢年金、保育園入所、融資等に必要所得証明書を発行できない場合があります。また、高額療養費の軽減や国民健康保険税の軽減を受けることができない場合があります。

詳しくは町ホームページまたは税務課へお問い合わせください。

問い合わせ先 税務課 TEL366・7114